訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト(INPUT編)の記述につき、下記の箇所において訂正が判明 致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法I】

頁数	場所	誤	正		
215	下の枠内 ア※② 1 行目	直接時断更新	直接時効更新		

【民法Ⅳ】

頁数	場所	誤	正	
3	2 利実 た を を を を を を と を と を と を と と と と と と と	※借主はその日から元本の利用ができるから。契約か	かを受領した日(589Ⅱ・最判昭36.6.6参照)。 ぶ成立しても目的物が交付されていない間は、貸主は借 こ利息を支払う義務を負わない。従来の判例を明文化	